

作業會計法

右謹テ上奏シ

陛下ノ裁擇ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ附セラレニコトヲ請フ

明治二十三年二月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

作業會計法

第一條 左ノ作業所ハ其事業ヲ經營ス
 ル為メ固定資本据置運轉資本ヲ置キ
 作業上ノ收入及其附属雜收入ハ作業
 直接ノ費用ニ充ルコトヲ許シ特別ノ
 會計ヲ立テシム但事務ニ屬スル作業
 間接ノ費用ハ總テ一般ノ會計ニ依ラ
 シム

第一 造幣局

第二 印刷局

第三 富岡製絲所

第四 電信燈臺用品製造所

第五 廣島鑛山

第二條 各作業所ニ於テ從來使用シ及將來増加スル所ノ土地建物軌道其他築造道路船舶機械永遠保存品其他重要ナル器具ヲ以テ固定資本トナシ從來ノ營業資本額ヲ以テ据置運轉資本トス

第三條 各作業所特別會計ノ歳出額ハ

豫算定額内ニ於テ實際ノ歳入及据置運轉資本ノ合計額ヲ超過スルヲ許サス

第四條 固定資本ノ維持修理ハ作業所

特別會計ノ歳入ヲ以テ支辨スヘシ

第五條 作業所ノ純益及固定資本ニ属

スル物件ノ賣拂代金ハ總テ一般ノ歳入ニ編入スヘシ

第六條 政府ハ毎年各作業所特別會計

ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ
總豫算ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出ス
ヘシ

第七條 各作業所特別會計ノ收入支出
ニ關スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ定ム
ル所ノ規則ニ依ラシム

第八條 本法ハ明治二十三年度ヨリ施
行ス其帝國議會ニ關涉スルモノハ帝
國議會開會後ノ會計年度ヨリ施行ス

内務省
陸軍省

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

陸軍作業會計法

右謹テ上奏シ

陛下ノ裁擇ヲ仰キ併セテ樞密院ノ

議ニ附セラレニコトヲ請フ

明治二十三年二月二十八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋

林林
部部
院院